

川崎市上下水道局 長沢浄水場
排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに
処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

実施方針 (案)

令和5年7月

川崎市上下水道局

目 次

○ 用語の定義	1
○ 本書の位置づけ	3
第1 本事業の概要	4
1 事業の目的	4
2 事業内容に関する事項	4
(1) 事業名称	4
(2) 公共施設等の管理者の名称	4
(3) 事業場所	4
(4) 事業形態	4
3 対象施設	7
(1) 対象施設の概要	7
(2) 整備対象施設及び主な整備内容	10
(3) 運転維持管理業務の対象施設	11
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	12
1 事業者の募集及び選定方法	12
(1) 事業者に求める役割	12
(2) 事業者選定方法	12
2 事業者の募集及び選定の手順	14
(1) 事業者の募集及び選定スケジュール	14
(2) 応募手続き等	15
第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	17
1 応募グループの構成等	17
(1) 応募グループの構成等	17
(2) 事業スキーム（参考例）	18
2 共通の参加資格要件	19
3 各業務における参加資格要件	20
(1) 工事を実施する企業の要件	20
(2) 設計業務を実施する企業の要件	21
(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件	22
(4) 入札参加資格の確認	23
第4 審査及び選定に関する事項	24
1 総合評価審査委員会	24
2 入札参加者の評価方法	24
3 落札者の決定	24
4 落札者の制限	24
5 評価結果等の公表	24
第5 落札後の手続	25
1 建設JVの結成	25
2 運転維持管理JVの結成	25

第 6 提出書類の取扱い	26
1 技術提案の使用及び保護	26
2 特許権等	26
第 7 民間事業者の責任明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	27
1 基本的な考え方	27
2 要求水準	27
3 予想されるリスクと責任分担	27
4 事業の実施状況のモニタリング	27
第 8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	28
第 9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	29
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	29
(1) 本市による是正勧告等及び基本契約等の解除	29
(2) 基本契約等の解除に伴う損害	29
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	29
(1) 事業者による基本契約等の解除	29
(2) 基本契約等の解除に伴う損害	29
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	29
第 10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	30
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	30
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	30
第 11 対価の支払に関する事項	31
1 設計及び工事業務に係る対価	31
2 運転維持管理業務に係る対価	31
第 12 その他	32
1 予定価格	32
(1) 入札価格の公表	32
(2) 低入札価格調査等	32
2 入札及び契約手続等	32
(1) 入札保証金	32
(2) 契約保証金	32
3 入札に伴う費用負担	32
4 情報公開及び情報提供	32
5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先	32
6 その他	32

○ 用語の定義

用語	定義
本市	川崎市をいう。
本事業	川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設の改良工事の設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託の一括発注方式による事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
上下水道局	川崎市上下水道局をいう。
応募グループ	本事業への入札参加に対して複数の企業で構成される応募グループをいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する応募グループをいう。
構成企業	応募グループを構成する者をいう。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、落札者決定基準の設定及び価格以外の評価等を行うため、上下水道事業管理者が設置する委員会。
落札者決定基準	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準。
落札候補者	入札参加者のうち、本市と基本契約の締結を予定する者として、総合評価審査委員会が決定した者をいう。
落札者	落札候補者について、本市と基本契約の締結を予定する者として、上下水道事業管理者が決定した者をいう。
事業者	本市と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに運転維持管理に係る委託契約（以下、「運転維持管理委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本契約	本事業に係る基本的事項について定める本市と事業者の間に締結される契約をいう。
基本契約等	基本契約、工事請負契約及び運転維持管理委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、建築物、機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいい、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
建築物	建築基準法第2条1項に定義される建築物であり、同3項に定義される建築設備を含むものをいう。
修繕	消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
新設施設	本事業期間中に、事業者が新設する施設をいう。
既設施設	本事業開始前から存続する上下水道局が設置した施設をいう。 既設施設は、撤去対象施設、継続利用施設に分類される。なお、本事業開始段階では建設中で本事業期間中の稼働開始を予定している排水池、排泥池等も本書の定義上は既設施設に含むものとする。

用語	定義
撤去対象施設	既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。
継続利用施設	既設施設のうち本事業期間中を通じて使用する施設をいう。
建設JV	本事業の事前調査業務・設計業務・工事業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理JV	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。

○ 本書の位置づけ

川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託の一括発注方式事業実施方針（以下、「実施方針」という。）は本市が、長沢浄水場排水処理施設改良事業を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的としている。

第1 本事業の概要

1 事業の目的

本市では、平成 18 年 8 月に策定した「川崎市水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、平成 20 年度より浄水場等の基幹施設の更新工事を行い、平成 29 年 3 月に、潮見台浄水場、生田浄水場の浄水機能を長沢浄水場に集約する再構築工事が完成した。

一方で、長沢浄水場の排水処理施設は、本市の上水道事業及び工業用水道事業、さらには他事業体からの排水を処理する重要施設であるが、平成 6 年度に設置した脱水機設備は稼働開始から 29 年が経過し、適切な処理性能を発揮するためのメンテナンス等に多大な費用と労力が必要となっている。

以上の背景から、本事業は、経年化した脱水機設備を含む排水処理施設を適切かつ安全に更新することを目的とするものである。併せて、設計及び施工並びに運転維持管理を一体的に発注する DBO 方式を採用することで、事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待している。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る
設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

川崎市上下水道事業管理者

(3) 事業場所

川崎市多摩区三田 5-1-1（長沢浄水場内（別紙 1、2、3 参照））

(4) 事業形態

ア 本事業の方式

設計及び施工並びに運転維持管理一括発注方式（DBO 方式）

本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

本事業は、事業者による SPC（特別目的会社）設立は予定していない。

イ 対象業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書において示す。

- (ア) 事前調査・設計業務
- (イ) 工事業務
- (ウ) 運転・維持管理業務
 - a 運転管理業務
 - b 保守点検業務
 - c ろ布調達・交換・処分業務
 - d メンテナンス業務（計画）

- e 修繕業務（計画外）
- f 脱水土分析、汚泥運搬・処分業務
- g その他業務
 - (a) 排水処理施設内清掃・池内堆積物の除去及び清掃作業
 - (b) 屋内外排水槽類堆積汚泥の吸引・清掃・場内移送
 - (c) 施設見学対応協力業務
 - (d) 電気設備点検業務
 - (e) クレーン点検業務
 - (f) 台貫点検業務

ウ 事業者選定方式

総合評価落札方式

エ 本事業のスケジュール（予定）

・基本契約の締結	令和 6 年 4 月頃
・建設工事請負契約の締結	令和 6 年 5 月頃
・運転維持管理業務委託契約の締結	令和 6 年 6 月頃
・事前調査・設計、工事期間	令和 6 年度～令和 13 年度 ※令和 6 年 6 月～令和 14 年 3 月を想定。

※ただし、新設脱水機は令和 12 年 3 月までに供用開始するものとする。
※既設排水処理棟の撤去時期は、本市が実施する二次濃縮設備電気設備の移設工事の時期と調整を図ること。

・運転・維持管理期間	令和 6 年度～令和 30 年度
------------	------------------

※ただし、新設脱水機が供用開始した後の排水処理施設の運転維持管理期間は下記を想定している。

- ・既設施設運転期間（順次稼働施設含む）
事業開始～新設排水処理施設運転開始 令和 6 年度～令和 11 年度まで
※令和 6 年 7 月～令和 12 年 3 月を想定

※基本契約締結から業務開始までは運転維持管理業務に必要な実施体制の整備と技術習得を行う業務準備期間とする

- ・新設排水処理施設運転開始～ 令和 11 年度～令和 30 年度
※令和 12 年 3 月～令和 31 年 3 月を想定

※更新設備の稼働後、委託期間は 20 年を標準とする。

なお、更新工事期間短縮の提案を行う場合でも、運転維持管理期間は、令和 6 年度～令和 30 年度までの期間を変更しないものとする。

オ 本事業期間終了後の措置

本市は、事業期間終了後も排水処理施設を継続して使用するため、本事業で整備した全ての施設が事業期間終了時点において保持すべき性能について要求水準書で示すものとする。

(5) 本事業に関連する主な法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、以下の関係法令等を遵守する。

事業期間中に改正や改訂等があった場合は最新のものを適用するが、本事業の要求水準や事業者提案等に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議のうえ、その扱いを定める。詳細は、要求水準書で示すものとする。

本事業に関連する関係法令等

1	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
2	工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
3	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
4	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
5	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
6	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
7	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
8	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
9	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
10	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
11	土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
12	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
13	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
14	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
15	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
16	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
17	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
18	計量法（平成 4 年法律第 51 号）
19	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
20	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
21	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
22	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
23	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
24	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
25	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
26	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
27	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）

28	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
29	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
30	製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
32	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
33	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
34	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
35	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
36	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
37	石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
38	その他本事業に関連する法令等

3 対象施設

(1) 対象施設の概要

ア 長沢浄水場の基本諸元

設計及び建設工事の対象施設は長沢浄水場排水処理施設であり、基本諸元を表 1-1 に示す。

表 1-1 基本諸元

項目	内 容
施設名称	排水処理施設
浄水処理水量	上水道 280,000 m ³ /日 工業用水道 241,000 m ³ /日 他事業体受入 230,000 m ³ /日
浄水処理方式	上水道 「凝集沈殿+粉末活性炭+急速ろ過」 工業用水道 「凝集沈殿のみ」 他事業体受入 「凝集沈殿+粉末活性炭（常時注入）+急速ろ過」
機械脱水方式	（既 設）機械脱水方式（フィルタプレス） (更新後) 詳細は要求水準書にて示す

イ 計画水量

対象施設に求める処理能力（計画処理水量）を表 1-2 に示す。川崎市長沢浄水場（上水及び工水）及び他事業体（上水）から排出される排水、汚泥、雨水等に対応可能なものとする。

表 1-2 計画処理能力

事業者	種別	処理水量	備 考
川崎市	上水	280,000m ³ /日	沈でん池汚泥、ろ過池洗浄排水等
川崎市	工水	241,000m ³ /日	沈でん池汚泥等
他事業体	上水	230,000m ³ /日	沈でん池汚泥、ろ過池洗浄排水、雨水等

ウ 工事区域及び運転維持管理区域

長沢浄水場内の工事区域及び運転維持管理区域は、別紙 2 及び別紙 3 に示す事業範囲図のとおりとする。運転維持管理区域は、事業範囲のうち、後日公表する要求水準書に示す運転維持管理業務を履行するために必要な部分とする。

エ 立地条件

長沢浄水場の立地条件（令和5年6月時点）は表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3 長沢浄水場立地条件

項目	内 容			
所在地	川崎市多摩区三田 5-1-1			
都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等	都市計画区域内			
敷地面積	196,573.14 m ² (建築確認申請上の敷地面積) (事業予定範囲は別紙2、3のとおり)			
用途地域等	準工業地域			
建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率	200% (令和5年6月時点 3.35%)			
建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率	60% (令和5年6月時点 7.05%)			
高度地区	第3種高度地区			
最高高さ	20m			
北側斜線	10m + 1.25 / 1			
日影規制	5h 3h 4m			
防火地域	準防火地域			
敷地周辺の用途地域	北側	南側	東側	西側
	第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
景観計画区域	川崎市全域 (丘陵部ゾーン)			
宅地造成工事規制区域	敷地全域該当			
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	敷地一部該当			
埋蔵文化財包蔵地（遺跡）	遺跡番号 多摩区 No21			
騒音規制	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで	
	57.5	52.5	45	
振動規制	午前8時から午後7時まで		午後7時から午前8時まで	
	60		55	
水質汚濁防止	水質汚濁防止法特定施設 64の2号イ・ロ、74号			

(2) 整備対象施設及び主な整備内容

本事業の整備対象施設と主な整備内容を表 1-4 に示す。本事業では、既設施設を稼働しながら新たな排水処理施設（排水処理棟、脱水機）を隣接用地に建設し切替えを行う。一次濃縮槽は構造物の耐震補強・劣化補修と同時に機械設備、電気設備等を更新する。

表 1-4 整備対象施設及び整備内容

		主な整備内容	備考
一次濃縮槽	土木構造物、ポンプ室	・躯体の劣化補修及び耐震補強	※1
	搔き機	・設備の撤去、新設	※1
	可動トラフ	・設備の撤去、新設	※1
	汚泥引抜ポンプ	・設備の撤去、新設	※1
	配管等	・配管の撤去、新設	※1
	電気設備	・設備の撤去、新設	※1
排水処理棟	排水処理棟	・建築物・建築附帯設備の新設、撤去	※2
	脱水機設備（4台）	・設備の新設、撤去	※3
	補器類、配管等	・設備の新設、撤去	※3
	電気設備	・設備の新設、撤去	※3
	監視制御設備	・設備の新設、撤去	※3
	造成、場内整備等	・排水処理棟の撤去、新設に伴う整備	
その他の	埋設配管等	・脱水機設備の切替えに伴う整備	
	屋外排水槽ほか	・躯体の劣化補修	
	二次濃縮設備（電気設備）	・移設（本市が実施）	※2

※1 一次濃縮槽土木構造物の劣化補修及び耐震補強工事期間中に設備の撤去、新設を行う。

※2 既設施設の排水処理棟の撤去時期については、建物内に設置されている二次濃縮設備電気設備の移設後（本市が実施）とする。

※3 新設脱水機設備への切替えが完了した後に既設施設の設備を撤去する。

(3) 運転維持管理業務の対象施設

本事業の運転維持管理対象施設を表 1-5 に示す。本事業開始から新設施設完成までの期間は全ての既設施設を対象とした運転維持管理業務を実施する。また、新設施設への切替えが完了した後は、新設施設と既設施設（うち継続利用施設）を対象とした運転維持管理業務を実施する。なお、既設施設のうち撤去対象施設については、施設稼働を停止し、撤去工事に着手するまでを運転維持管理業務の対象とする。

表 1-5 運転維持管理業務の対象施設

対象施設 ※1	既設施設 ※2、※3		新設施設
	継続利用施設	撤去対象施設	
排水処理施設	一次濃縮槽	○	
	二次濃縮設備	○	
	分排井	○	
	排水処理棟		○ ○
	ケーキヤード		○ ○
	ストックヤード		○ ○
	排水池	○	
	排泥池	○	
	越流水槽	○	
	分水井	○	
	集合井	○	
	屋外排水槽	○	
排水処理施設周辺の構内道路 ※4	排水処理施設周辺の場内配管 ※4	○	○ ○
	排水処理施設周辺の構内道路 ※4	○	○ ○

※1：対象施設内に設置された機械設備、電気設備、計装設備、付帯設備、配管類等も運転維持管理業務の対象に含む。

※2：継続利用施設は運転維持管理業務の全期間を運転維持管理対象とする。

※3：撤去対象施設は運転管理業務の開始から当該施設の撤去工事着手までを運転維持管理業務の対象とする。

※4：排水処理施設周辺の場内配管及び構内道路については、運転維持管理期間中を通して業務範囲内の維持管理を行うこと。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

(1) 事業者に求める役割

本事業は、既設の排水処理施設を稼働しながら同一敷地内で新たな排水処理施設を建設し、排水処理施設の運用に影響を出すことなく安全に新旧施設の切替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な設計及び工事の実施並びに水の供給を支える排水処理施設の安定的・継続的な運転維持管理を求めるものである。

- ① 本事業は限られた敷地の中で、新施設の建設と運転の切替え、既存施設の撤去等を排水処理施設の運用に影響を与えることなく順次行うものであり、施工難易度が高い。
- ② 既存の排水処理施設を稼働しながら新たな排水処理施設に変更するため、新旧の排水処理施設の安定的な運転と、安全な切替えに対応した運転計画が必要であり、設計段階から維持管理業務で発生する諸課題を想定した検討を行うことが重要となる。
- ③ 本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築するとともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、上下水道局との相互協力のもと柔軟に対応していく必要がある。

(2) 事業者選定方法

本事業における落札者の選定は、総合評価落札方式により行うものとし、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案及び入札価格を総合的に評価する。また、政令指定都市である川崎市は、WTO政府調達協定の対象自治体であり、本事業の規模からも同協定の適用対象として事業者選定を行うものである。

なお、本事業の入札手続きは、次のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等で示す。

ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める参加資格要件を満足することを確認する。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて、本事業の入札参加資格要件を満足すると確認された入札参加者から、本事業に係る具体的な業務の実施方法等について提案を受け、別途示す要求水準書等を満たしていることの確認として、基礎審査を行う。その基礎審査を通過した入札参加者の提案内容及び入札価格を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、プレゼンテーション時のヒアリングにより行う。

ウ 落札者決定基準の主な着眼点

落札者決定基準の詳細は入札説明書等で示すものとするが、入札参加者の社会的信頼性や業務実績等の評価に加え、以下の着眼点において提案内容（技術提案）を評価する予定

である。

【技術提案に関する評価の着眼点（案）】

- ① 本事業の特性、特殊性を踏まえた事前調査・設計、建設工事の具体的な方法
- ② 新・旧施設の運転切替計画の実現性・具体性
- ③ 安全かつ効率的な運転維持管理の方法
- ④ 脱炭素社会への貢献等、環境への配慮に関すること
- ⑤ 工事の工期短縮、コスト削減への対策
- ⑥ その他、本事業に関する独創的な提案

表 2-1 入札参加者の価格以外の評価項目（案）

分類	評価項目	大項目
技術提案	事業実施に関する項目	基本方針 実施体制
	事前調査・設計業務に関する事項	全体配置 事前調査 設計計画 社会環境
		施工計画 社会環境 安全管理
		運転維持管理計画 技術継承
	その他	その他提案

(技術提案以外の評価項目)

分類	評価項目
企業の施工実績	「川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドライン」3参考資料 (1) 評価基準等を参考に作成予定
配置予定技術者の能力	
企業の信頼性・社会性	
企業の地域貢献度	
担い手育成	

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は以下のとおりとする。なお、本市の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等でお知らせを行う。

表 2-2 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

実施事項	日 程
実施方針（案）等の公表	令和5年7月7日
実施方針（案）等に関する現場説明会及び現場見学会	～令和5年7月18日
第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和5年7月24日
第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和5年7月24日
第1回質問・意見に対する回答の公表	～令和5年8月上旬
要求水準書（案）の公表	令和5年8月中旬
要求水準書（案）等に関する現場説明会及び現場見学会	～令和5年8月下旬
第2回資料閲覧（※必要に応じて実施）	～令和5年9月上旬
第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和5年9月上旬
第2回質問・意見に対する回答の公表	～令和5年9月下旬
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和5年10月中旬
第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和5年11月上旬
第3回質問・意見に対する回答の公表	～令和5年12月上旬
技術対話・現地調査の実施（回数は未定）	～令和5年12月中旬
入札参加資格確認申請書類の提出	令和6年1月上旬
入札参加資格確認通知の送付	～令和6年1月中旬
入札（入札書及び提案書類の受付）	令和6年2月上旬
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	～令和6年2月下旬
落札者の決定及び選定結果の公表	～令和6年3月下旬
基本契約締結	～令和6年4月下旬
建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	～令和6年6月上旬

(2) 応募手続き等

ア 実施方針（案）に関する説明会及び現場見学会

本事業の実施方針（案）に関する説明会及び現場見学会は、次のとおり開催する。

参加希望者は、実施方針（案）等に関する説明会及び現場見学会参加申込書（様式1）を電子メールにより提出すること。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行うこと。

(ア) 開催日 令和5年7月18日（予定）

(イ) 開催場所 川崎市上下水道局長沢浄水場

(ウ) 参加人数 各社5名以内とする。

(エ) 申込期間 令和5年7月10日から令和5年7月13日まで

（※確認電話の受付時間：午前9時～12時及び午後1時～5時）

(オ) 申込先 川崎市上下水道局水道部水道管理課

（電話番号） 044-200-3146

（電子メール） 80kkanri@city.kawasaki.jp

(カ) 注意事項

a 会場の都合上、申込者多数の場合は、申込期間終了後に1社あたりの参加者数又は開催日時を調整し、各社個別に連絡する。

b 申込期間終了後に説明会及び現場見学会の開催日時を調整し、各社個別に連絡する。

c 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で参加状況を確認すること。

d 説明会及び現場見学会では、実施方針（案）等は配布しないため、各自持参すること。

e 説明会及び現場見学会では、質疑応答の機会を設けない。

イ 資料閲覧

本事業の実施方針（案）等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧及び電子データ借受を希望する者は、資料閲覧・データ借受申込書（様式2）を電子メールにより提出すること。

また、資料閲覧にあたり守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式3）の原本を閲覧当日に提出すること。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行うこと。

(ア) 閲覧期間 令和5年7月19日から令和5年7月24日まで(予定)

（平日午前9時～12時及び午後1時～5時）

(イ) 閲覧場所 川崎市上下水道局長沢浄水場

(ウ) 参加人数 各社3名以内とする。

(エ) 閲覧資料 説明会で一覧表を配布する。（後日ウェブサイトでも公表）

(オ) 申込期間 令和5年7月13日から令和5年7月20日まで

（※確認電話の受付時間：平日午前9時～12時及び午後1時～5時）

(カ) 申込先 川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

(キ) 注意事項

- a 閲覧日時については、各申込者と調整の上、後日、本市が指定する。
- b 資料の閲覧・借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は一切受け付けない。
- c 紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に本市職員が立ち会う。
- d 閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とする予定であるが、資料によっては撮影に制限を設ける可能性がある。
- e 資料の破損や紛失防止のため複写機による紙資料の複写・スキャンは禁止とする。
- f 閲覧中は外部との通話・通信を禁止とする。

ウ 第1回質問・意見の受付（実施方針（案））

実施方針（案）等に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。

質問・意見を希望する者は、実施方針（案）等に関する質問・意見書（様式4）を電子メールにより提出する。

なお、電子メール送信後、確認の電話を送付期限内に送信者の責任において行う。

(ア) 送付期間 令和5年7月19日から令和5年7月24日まで
(※確認電話の受付時間：平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
(イ) 送付先 川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp
(ウ) 注意事項 閲覧資料に対する質問・意見は受け付けない。

エ 第1回質問・意見に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和5年8月8日までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。

なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 応募グループの構成等

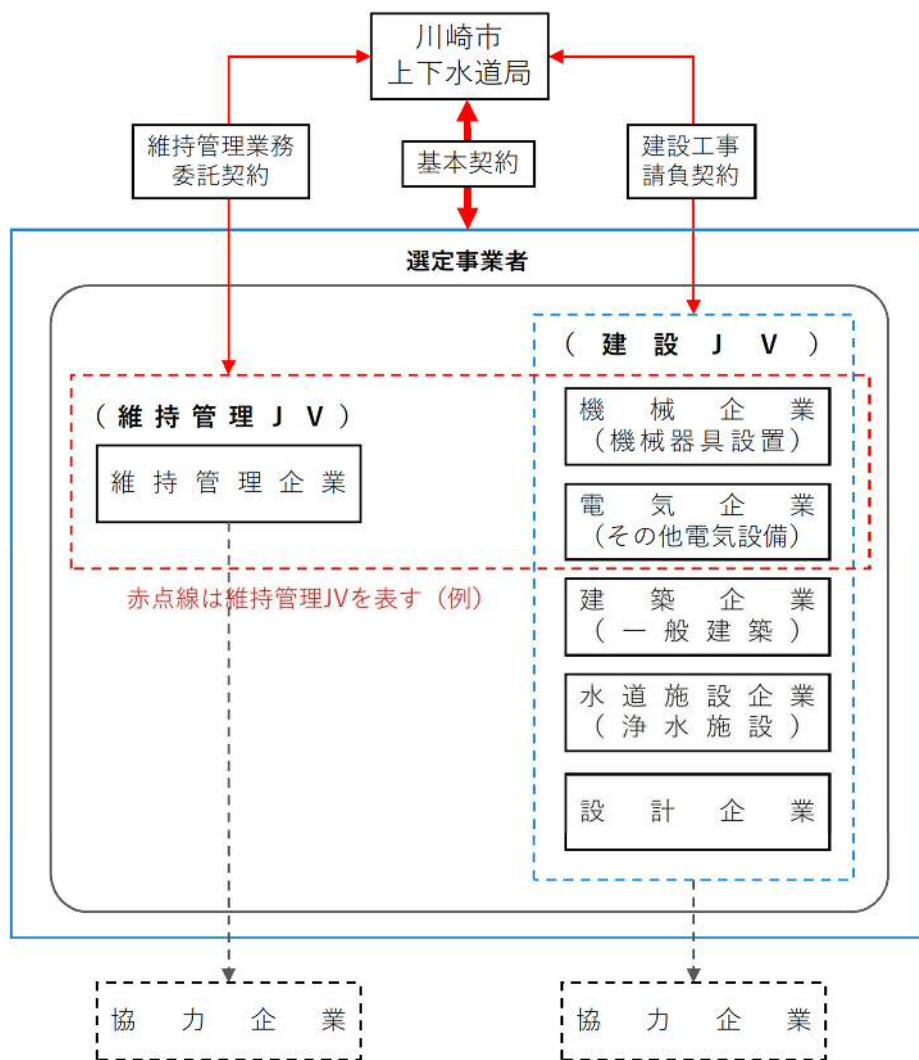
入札参加者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。また、応募グループを構成する企業を「構成企業」とし、構成企業から業務を請負う企業若しくは受託する企業を「協力企業」という。

(1) 応募グループの構成等

- ア 応募グループは、設計を実施する企業、工事を実施する企業、運転維持管理業務を実施する企業により構成されるグループとする。なお、各企業に必要な資格要件は「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」の「3 各業務における参加資格要件」による。
- イ 構成企業は、複数の業務を兼ねることは可とする。ただし、設計・工事及び運転維持管理全ての業務を1構成企業が実施することは認めない。
- ウ 応募グループの代表企業は、建設JVの構成企業の中から定め、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うものとする。
- エ 応募グループは、入札参加資格確認申請書類の提出時に、代表企業及び構成企業の企業名並びに担当業務（機械、電気、建築、水道施設、設計及び運転維持管理のいずれか）について明らかにすること。
- オ 入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- カ 応募グループの構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。また、基本契約締結後において、選定されなかった応募グループの構成企業が、選定された応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。
- キ 応募グループが本事業の一部を協力企業に発注する場合、可能な限り川崎市内に本社又は本店を有する企業の活用を検討すること。

(2) 事業スキーム（参考例）

本事業のスキーム（例）を下図に示す。



- ※ 構成企業から応募グループ及び建設JV、維持管理JVの代表企業をそれぞれ1社選定するものとする。
- ※ 建設JV、維持管理JVの代表企業は、応募グループの代表企業と同一企業である必要はない。
- ※ 建設JVの組成方法は事業者の提案とする。
- ※ 維持管理JVは維持管理企業と応募グループの代表企業及び機械企業（応募グループの代表企業との兼務は可）を含むものとし、その他の構成企業の組成方法は任意とする。

図 3-1 事業スキーム（参考例）

2 共通の参加資格要件

応募グループの構成企業が共通で備えるべき参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 川崎市一般競争入札要綱（平成 6 年 1 月川企工第 149 号）第 4 条 1 項、川崎市上下水道局契約規定（昭和 41 年 12 月水道局規程第 28 号）第 2 条の規定において準用する川崎市契約規則（昭和 39 年 4 月川崎市規則第 28 号）第 3 条第 1 項の規定に該当すること。
- (2) 本事業に係る業務内容において、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格名簿（以下、「有資格者名簿」という。）に登録されているものであること。川崎市の入札参加資格を有しない企業等が構成企業として応募グループへの参加を希望する場合の対応については、入札説明書に示すものとする。
- (3) 本事業の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から基本契約締結日までの間のいずれの日においても、法令等に基づく営業停止等の措置、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和 63 年 9 月 1 日 63 川財工第 166 号（以下、「指名停止等要綱」という。））に基づく指名停止処分を受けていない者であること。ただし、指名停止を受けているもののうち、指名停止等要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の入札にあたって支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、入札に参加できるものとする。
- (4) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (5) 令和 5 年 1 月 6 日に契約を締結した「長沢浄水場 排水処理施設改良工事 事業者選定支援業務委託」の受託者又はこれらの者と資本面及び人事面において関連があり、競争性を害するおそれが認められる者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 309 条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
なお、「長沢浄水場 排水処理施設改良工事 事業者選定支援業務委託」の受託者は、次に示すとおりである。

【株式会社 NJS】

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

3 各業務における参加資格要件

(1) 工事を実施する企業の要件

ア 工事を実施する企業は、基本契約の締結後に建設JVを結成するものとする。

イ 建設JVを構成する1企業が要件を満たす複数の業種を兼ねてもよい。また、JVを構成する企業数に上限は設けない。

ウ 建設JVを構成する企業は、有資格者名簿において、「機械（水処理施設）」、「電気（その他電気設備）」、「建築（一般建築）」、「水道施設（浄水施設）」のいずれかに登録されている企業とし、建設JVに4業種全てが含まれるものとする。

エ 建設JVを構成する企業は、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における業種ごとの総合評定値（以下、「経審点」という。）について、担当する業種の経審点が下表の点数以上であるものとする。

表 3-1 本事業における業種ごとの経審点

特定建設業許可 (業種)	機械器具 設置	電気	建築	水道施設
川崎市 有資格者名簿	【機械】 水処理施設	【電気】 その他 電気設備	【建築】 一般建築	【水道施設】 浄水施設
代表企業	1,200	1,200	1,200	1,200
代表企業以外	1,000	1,000	1,000	900

※ 代表企業が複数の業種を兼ねる場合、代表企業が担当する主たる業種については1,200点以上とし、その他の兼務する業種については上表に定める代表企業以外の業種ごとの点数以上を満たすものとする。

オ 建設JVの代表企業は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、標準処理能力 10,000 m³/日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員の実績に限る。

カ 建設JVを構成する企業（建設JVの代表企業を除く）は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道法第3条第8項に規定する水道施設（以下、単に「水道施設」という。）又は水道施設が所在する敷地内における工事の施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が10分の2以上のものに限る。

キ 建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任（※1）で配置できること。なお、建設JVを構成する企業ごとに監理技術者等を配置すること。また、建設JVを構成する1企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。ただし、同一の業種において、他の企業が監理技術者等を配置している場合、担当する業種に係る下請金額に応じて、監理技術者等の代わりに国家資格を有する主任技術者を配置することも可とする。

※1 建設業法第26条（監理技術者の専任緩和）の適用を可とする。

ク 上記キに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。なお、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において他の工事に従事している者であっても、本事業開始当初より配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。ただし、上記キに掲げる者は、他の工事に従事してはならないが、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

（2）設計業務を実施する企業の要件

ア 設計企業は、基本契約の締結後に結成される建設JVを構成する企業として参加する。

イ 設計企業は、有資格者名簿において、「建築設計」、「設備設計」及び「建設コンサルタント」のうち担当する業務に係る種目の登録を認められていること。ただし、工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計まで行う場合は、次に示すウ(イ)又は(オ)の要件において、自社設計の実績が証明できる書類（※1）が確認できれば、有資格者名簿の登録は問わない。この場合、工事を実施する企業が本事業で担当する工事（業種）に関する設計企業であることを実施体制等で明記するものとし、詳細は別途入札説明書等で示す。

ウ 設計企業が複数いる場合は、建築設計を除く全ての者が次の(ア)の要件を満たすこと。また、(イ)から(オ)までの要件については、単独企業又は複数企業で要件を網羅すればよいものとする。

(ア) 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士【上下水道部門「上

水道及び工業用水道】の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。

- (イ) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。また、管理技術者又は担当技術者として、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を配置できること。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、管理技術者又は担当技術者として、一級建築士を配置できること（※2、※3）。なお、工事監理業務に求める要件も同様とする。
- (エ) 標準処理能力 10,000 m³/日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る実施設計の実績を有すること。
- (オ) 標準処理能力 10,000 m³/日以上の浄水場における池状構造物に係る耐震補強実施設計の実績を有すること。

※1 「自社設計の実績が証明できる書類」とは、工事を実施する企業が本事業で担当する工事（業種）に関する設計業務を完了したことが客観的に確認できる書類であれば幅広く認める予定である。要件を満たすか否かについて事前の確認を希望する場合は、第 12 の 5 「本事業の実施方針に関する問い合わせ先」にて受け付ける。

例：設計・施工一括発注業務において自らが担当する工事の設計を実施した実績
(単独企業として受注した事業や他に設計を実施する企業が事業者グループや
協力企業に含まれていない事業等の契約書、実績確認書（コリング）等)

※2 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が一定規模（階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m²）を超える場合は、設備設計一級建築士自ら設備設計を行うか、若しくは設備関係規程への適合性の確認を受けるものとする。

※3 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が建築基準法第 20 条第 1 項 2 号で定められる建築物に該当する場合は、構造設計一級建築士自ら設計を行うか、若しくは法適合の確認を行うものとする。

(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件

運転維持管理業務を実施する企業は、次に示す要件をすべて満たすものとする。

ア 運転維持管理業務を実施する企業は、基本契約の締結後に、運転維持管理 JV を結成するものとする。

イ 運転維持管理 JV を構成する企業は、有資格者名簿において、「施設維持」に登録を認められている者であるものとする。ただし、建設 JV を構成する企業が運転維持管理 JV に参加する場合はこの限りではない。

ウ 運転維持管理JVの代表企業は、有資格者名簿において、「施設維持」に登録を認められている者であり、平成20年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力10,000m³/日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、2年以上継続して行った履行実績を有するものとする。なお、当該履行実績が共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、代表構成員のものに限る。

エ 応募グループの代表企業及び機械企業は、必ず運転維持管理JVに参加するものとし、その他の構成企業の参加については任意とする。(機械企業が応募グループの代表企業を兼務することは可)

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、以下の取扱いとする。なお、詳細は、入札説明書等において示す。

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

イ 代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第4 審査及び選定に関する事項

1 総合評価審査委員会

川崎市上下水道局長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに運転維持管理一括型総合評価落札方式実施要綱に則り、中立かつ公正な審査・評価のために、本事業の事業者選定に際して、総合評価審査委員会を設置する。

総合評価審査委員会は、設計及び施工並びに運転維持管理一括型総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下、「落札者決定基準」という。）に基づいて、入札参加者が提出した技術提案書等のうち価格以外の評価を行う。なお、評価手順及び評価方法についての詳細は別途公表する落札者決定基準にて示す。

2 入札参加者の評価方法

入札参加者が提出した技術提案並びに設計、施工及び運転維持管理に係る計画策定能力や実現力、入札参加者の社会性・信頼性に関する資料に基づき算出した点数を総合評価審査委員会で決定する技術評価比重を乗じた値（技術評価点）と、入札参加者のうち最も低い入札価格を当該入札参加者の入札価格で除し、総合評価審査委員会で決定する価格評価比重を乗じた値（価格評価点）の合計の数値（評価値）をもって行うものとする。

3 落札者の決定

川崎市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）は、評価値の最も高い入札参加者を落札予定者とし、落札予定者の申込みに係る価格が川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日施行）第3条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札予定者を落札者として決定する。

4 落札者の制限

管理者は、開札日以降に指名停止を受けた者のうち指名停止等要綱別表1から別表3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の契約に支障がないと認める者を当該入札の落札者とすることができます。

5 評価結果等の公表

管理者は、落札者が決定したときは、①落札者、②落札者を決定した理由、③入札参加者の評価結果について公表するとともに、当該落札者及び入札参加者にはメール等により結果を通知する。また、各入札参加者が自らの評価点に疑義がある場合、公表があった日から起算して土日祝日を除く2日以内に、本市に照会することができる。

なお、第3の3(4)に示す落札者決定までの期間とは、上記の当該落札者へのメール等による結果の通知又は川崎市ウェブサイトへの公表のうち早いものを期限とする。

第5 落札後の手続

1 建設JVの結成

落札者は、基本契約の締結後に、本施設の設計及び工事を行うために建設JVを結成するものとする。なお、建設JVに係る協定書様式は任意とするが、川崎市共同企業体取扱要綱に示す第1号様式から第3号様式等を参考に、建設JVの実情に合わせて適宜変更したものでもよい。

2 運転維持管理JVの結成

落札者は、基本契約の締結後に、本施設の運転維持管理を行うために運転維持管理JVを結成するものとする。なお、運転維持管理JVに係る協定書様式は任意とするが、川崎市共同企業体取扱要綱に示す第1号様式から第3号様式等を参考とする場合は、同要綱が建設工事共同企業体を想定したものであるため、維持管理JVの実情や組成に合わせて内容を変更すること。

第6 提出書類の取扱い

1 技術提案の使用及び保護

入札参加者から提出された技術資料は公表しない。

落札者の技術提案については、落札者決定に係る公表以降の設計、施工及び運転維持管理において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

2 特許権等

技術提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、工法、手法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任・費用を事業者が負担する。

第7 民間事業者の責任明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

2 要求水準

本施設の設計、工事、運転・維持管理等に関する要求水準は、別途公表する要求水準書等に示す。

3 予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担の詳細については、別紙9に示す。

4 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の運転・維持管理業務について、事業者が作成するモニタリング実施計画に基づき、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別途公表する、要求水準書及びモニタリング基本計画（案）に定める。

本市は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準等を満たしていないと判断した場合に、別途、基本契約等に定める手続に従い、モニタリング対象対価の減額、是正勧告等の措置をとる。

第8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、基本契約等に規定する具体的措置に従う。また、基本契約等に関する紛争については、川崎地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。
なお、詳細は別途、基本契約等で示す。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 本市による是正勧告等及び基本契約等の解除

事業者の提供するサービスが、基本契約等に定める本事業の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

事業者が当該期間内に改善できない場合は、本市は基本契約等を解除することができる。

また、事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本契約等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合においても、本市は基本契約等を解除することができる。

(2) 基本契約等の解除に伴う損害

本市は、前号に示す基本契約等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について事業者に請求することができる。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者による基本契約等の解除

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は基本契約等を解除することができる。

(2) 基本契約等の解除に伴う損害

事業者は、前号に示す基本契約等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について本市に請求することができる。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

本市及び事業者は、基本契約等に定める事由ごとに、その責の所在に応じて適切に対応する。

第10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

第11 対価の支払に関する事項

1 設計及び工事業務に係る対価

設計及び工事業務については、事業者が本事業の設計業務及び工事業務等を行い、本市がその対価を支払う。なお、詳細は別途、建設工事請負契約等で示す。

2 運転維持管理業務に係る対価

運転維持管理業務については、事業者が本事業の運転管理業務、保守点検業務及び修繕業務等を行い、本市がその対価を支払う。なお、詳細は別途、運転維持管理業務委託契約等で示す。

第12 その他

1 予定価格

(1) 予定価格の公表

本事業の予定価格については、入札公告時に提示する。

(2) 低入札価格調査等

本事業における低入札価格調査を行う基準となる価格は、予定価格に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とするものとする。

川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領（平成 25 年 3 月 28 日 24 川上総契第 1257 号）に基づき準用する川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成 11 年 8 月 1 日施行）第 5 条から第 14 条まで及び川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査運用指針（平成 25 年 3 月 28 日 24 川上総契第 1257 号）に基づき準用する川崎市建設工事低入札価格調査運用指針（平成 11 年 8 月 1 日施行）（第 1 項から第 3 項を除く。）の規定は、本事業の入札における低入札価格調査の取扱いについて準用する。

2 入札及び契約手続等

(1) 入札保証金

落札者は、川崎市上下水道契約規程（昭和 41 年 12 月 28 日水道局規程第 28 号）の定めに従い入札保証金を支払わなければならない。ただし、本事業の入札に参加を希望する者が、川崎市上下水道局一般競争入札実施要綱（平成 6 年 2 月 17 日 5 川水総契第 71 号）が準用する、川崎市一般競争入札実施要綱（平成 6 年 1 月 5 日 5 川企工第 149 号）第 4 条第 1 項各号の条件を満たし、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りではない。

(2) 契約保証金

建設工事請負契約の契約保証金は、請負代金額の 10% 以上とする。

運転・維持管理委託契約の契約保証金は、免除とする。

3 入札に伴う費用負担

入札参加者の技術提案及び入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

川崎市情報公開条例施行規則（平成 13 年 3 月 29 日規則第 11 号）に基づき情報公開を行う。

また、情報提供は、適宜、川崎市上下水道局のウェブサイト等を通じて行う。

5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先

本書に関する問い合わせ先は、川崎市上下水道局水道部水道管理課とする。

なお、本書の内容については、応募手続に示す「第 1 回質問・意見の受付（実施方針（案））」時のみ受け付ける。

6 その他

本入札に関わる例規等は、入札公告時点で最新のものを適用するものとする。